

都市再開発法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 日本銀行が統計法第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する物価指数の名称が企業物価指数に改められたことに伴い、次に掲げる政令の関係規定中に掲げられている物価指数の名称を改めること。

一 都市再開発法施行令

二 国土利用計画法施行令

三 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令

(都市再開発法施行令第三十三条の

二、国土利用計画法施行令第十条及び土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令第十六条関係)

第二 施行期日その他

一 この政令は、平成十五年一月十七日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めること。

(附則第二条及び第三条関係)

政令第 号

都市再開発法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第九十一条第一項、第一百八条の十五第一項及び第一百八条の二十三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十六条第一項第一号及び第十九条第二項並びに土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）第八十八条の二（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第一条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二中「卸売物価指数」を「企業物価指数」に改める。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第二条 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「総務庁統計局」を「総務省統計局」に、「総合卸売物価指数」を「企業物価指数」に改める。

(土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令の一部改正)

第三条 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令(平成十四年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「卸売物価指数」を「企業物価指数」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月十七日から施行する。

(都市再開発法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の都市再開発法施行令第三十三条の二に規定する企業物価指数(以下この条において「企業物価指数」という。)が公表されていない月についての同条(同令第四十六条の八の二及び第四十六条の九において準用する場合を含む。)及び同令付録第三の規定の適用については、第一条の規定による改正前の都市再開発法施行令第三十三条の二に規定する卸売物価指数を企業物価指数とみなす。

（土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令第十六条に規定する企業物価指数（以下この条において「企業物価指数」という。）が公表されていない月についての同条及び同令付録の規定の適用については、第三条の規定による改正前の土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令第十六条に規定する卸売物価指数を企業物価指数とみなす。

理 由

日本銀行が統計法第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する物価指数の名称が企業物価指数に改められたことに伴い、関係政令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。